第6章 計画の実現に向けて

本計画で位置づけた各種施策の着実な推進にあたっては、計画内容の周知をはじめ、 計画の実施、点検、改善していくための方策・体制等を検討し、計画の実現にむけて、 以下のように取り組むものとします。

また、本計画の上位・関連計画の改定等が実施された場合には、その改定等の内容に 応じ、本計画に基づく施策についても見直しを検討します。

さらに、本計画の計画期間は 10 年間にわたることから、社会経済情勢の変化等、必要に応じ、5 年を目途に見直しを行い、そのなかで成果指標の達成状況や取組の進捗状況の管理を行います。

(1)計画内容の周知・広報

市民、関係機関に対して周知を図るため、本計画の内容と推進施策について、市ホームページや市広報誌への掲載、パンフレットの配布、関係団体への説明など、市民に周知・広報を行います。

(2) 庁内の推進体制づくり

計画の着実な推進にあたっては、建築・都市計画分野をはじめ、農水産・観光商 工、福祉、環境、地域コミュニティ等、幅広い分野との連携体制により、総合的に 施策を推進します。

(3) 国や沖縄県等の関係機関との連携

本市の庁内関係部課との連携もさることながら、国や沖縄県、研究機関、沖縄振 興開発金融公庫、沖縄県住宅供給公社等、関連する各種機関との連携強化に努めま す。

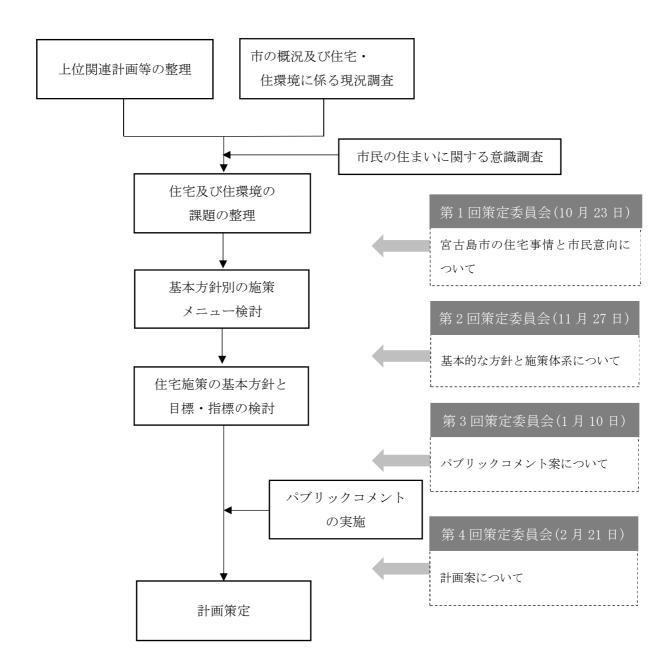
(4) 市民・民間事業者等との連携・協働

住宅施策を推進していくためには、行政だけでなく、市民・自治会をはじめとした地域の各種組織・団体の理解と協力に努めます。また、建築士会や宅建協会、民間事業者等についても市の住宅施策に基づいた取組みが推進されるよう、啓発や情報交換などにより連携を図ります。

く 策定の経緯 >

本計画は委員会、作業部会を開催し、以下のように進めました。

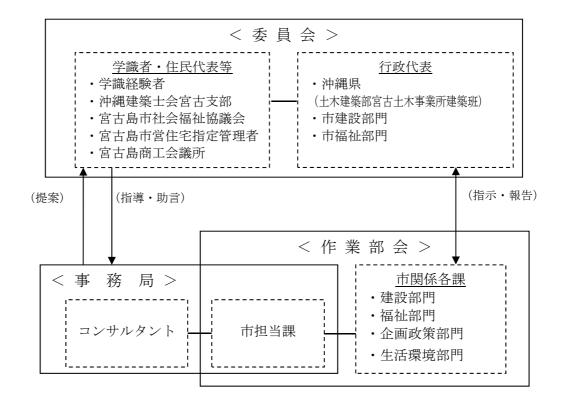
①計画策定のフロー



②計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、学識者をはじめ、沖縄県や宮古島市の行政職員、地元建築家や宮古島市社会福祉協議会等の住民代表等で構成する「委員会」を組織し、指導・助言を頂くものとします。

また、市行政内部においては、関連課で構成する「作業部会」を組織し、計画内容についての調整等を行います。



③委員会、作業部会の構成

■宮古島市住生活基本計画変更計画等策定委員会 名簿

	氏 名	所 属
委員長	宮里 大八	琉球大学地域連携推進機構 地域連携企画室 特命准教授
副委員長	下地 康教	宮古島市建設部
委員	饒平名 建次	宮古島市社会福祉協議会
委員	下地 律子	宮古島市福祉部
委員	金城 利一	沖縄県土木建築部宮古土木事 務所建築班 建築主事(建築班長)
委員	長濱 毅	公益社団法人沖縄建築士会 宮古支部 支部長
委員	江戸 欽一	宮古島市営住宅指定管理者 公営住宅管理課長
委員	与那覇 隆	宮古島商工会議所 総務課長

■宮古島市住生活基本計画変更計画等策定作業部会 名簿

	氏 名	所 属
委員長	下地 康教	宮古島市 建設部 部長
委員	下地 律子	宮古島市 福祉部 部長
委員	新城 真八郎	宮古島市 建設部 建築課長
委員	砂川 靖博	宮古島市 建設部 都市計画課長
委員	亀川 隆	宮古島市 福祉部 生活福祉課長
委員	久貝 順一	宮古島市 企画政策部 企画政策課長
委員	下地 悟	宮古島市 生活環境部 まちづくり振興班長